

1 (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

児童手当の抜本的拡充

【児童手当法】

全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化する等の観点から、所要の改正を行う。

- ① 支給要件にかかる**所得制限の撤廃・一定所得以上の者に対する特例給付の廃止**（全員本則給付とする）
- ② 支給期間を18歳年度末（**高校生年代**）までとする
- ③ **多子加算の拡大**
 - ・ 多子加算の適用範囲を拡大（3歳以上小学校修了前まで→0歳から18歳年度末まで）
 - ・ 現行受給者の額を増額（1.5→**3万円**）
 - ・ **新たに多子加算を受けられる受給者を規定**（※）
- ※18歳年度末以降～**22歳年度末までの子について、監護に相当する世話をし生計費を負担している受給者にかかる支給額を規定**（いわゆる子のカウント方法の見直し）
- ④ **支払月を年3回（2月、6月、10月）から年6回（偶数月）に見直し**
- ⑤ 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、**財源の一つとして子ども・子育て支援納付金を位置づけ財源構成割合を見直し**

（見直し後）

	被用者		非被用者			公務員
3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10
3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9
						所属庁 10/10

※支援納付金の収納が満年度化するまでの間（令和6～10年度）の財源構成として、子ども・子育て支援特例公債等を規定（経過措置）。

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設

【子ども・子育て支援法、児童福祉法等】

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に**妊婦のための支援給付を創設**するとともに、児童福祉法に**妊婦等包括相談支援事業を創設**し、市町村は、**妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせる**ことを子ども・子育て支援法に規定。

妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に**妊娠しているこどもの人数×5万円**を支給する。
- 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源として**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。等

妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。



妊婦の認定後：5万円の支給

妊娠しているこどもの人数×5万円の支給

※ 給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。

この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

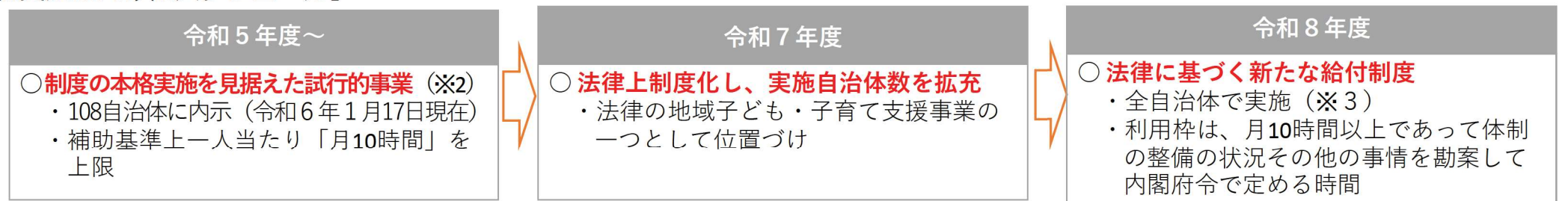
1 (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充①

こども誰でも通園制度の創設

【子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法等】

- 保育所等に通っていないこどもへの支援を強化する観点から、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「乳児等のための支援給付」を創設**する。
- **利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども**（※1）とし、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能**。
（※1）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。また、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源の一つとして**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。等

【本格実施に向けたスケジュール】



（※2）補正予算で前倒しし、令和5年度中の開始も可能となるよう支援

（※3）令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であって内閣府令で**定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置**を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）

産後ケア事業（※4）の提供体制の整備

【子ども・子育て支援法】（※4）出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業

- 産後ケア事業について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。
 - ① 受け皿拡大に当たり、**市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要**。
 - ② **妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築に当たり、医療体制を担う都道府県との連携が重要**。
- 産後ケア事業を**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付ける**ことで、**国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備（※5）を進める**。

国：基本指針を定める

市町村：基本指針に基づき**市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等を定める**。

都道府県：市町村事業計画の**協議を受け確認**する。また、基本指針に基づき**都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等**を定めるよう努める。

（※5）母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から産後ケア事業の実施が市町村の努力義務とされている。（令和4年度時点で1,462（約84%）の市町村で実施）